



2018 年度スタッフ学習会

— 成年後見制度・法人後見事業について —

昨年の秋頃になりますが、水戸市の障害福祉課の窓口で、いつもお世話になっている担当者から突然声を掛けられました。「光風会さん、法人後見事業を考えないのですか？」と。正直、何を言われているのか分からず、キョトンとしてしまいました。

後見人制度については、ユーザーの中に親族の方を後見人にしていた人もいましたが、お金を持っている高齢者を対象とするイメージが強く、特段法人内でこの制度について検討する必要性を感じずにきました。

声かけを受け、「法人後見」に関心が出てきました。

そもそも「法人が後見人になる」とはどういうことなのか

本人側や法人側のメリット・デメリットは

社会福祉法人の課題になっている「公益性」を広げる機会になるのか 等々

そこで、今年2月に、スタッフ全員で情報を共有し検討できる基盤をつくるために、「成年後見制度・法人後見事業」をテーマとして学習会を行いました。講師には、2年前に事業を開始した水戸市社協の権利擁護サポートセンターに依頼することが出来ました。

説明の中で、「開設当初は『後見人』という責任のある立場上、『本人に代わって判断する人』として過度に期待したが、『できないこと』にもどかしさを感じた」という話はとても印象に残りました。

今回の学習会は、スタッフだけではなく、賛助者の家族やユーザーにも関心のある人が参加できるように OPEN にし、そして初めて生活支援センター「風 (F00)」の活動室を会場としました。床暖房のフロアで足を伸ばして聞く参加者の姿を見て、講師も次第に足を崩し始めていました。車座のいいところが出た学習会になりました。

(理事長 高島眞澄)



学習会資料より